

(避雷設備)

第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。（さ）（せ）（る）（ん）

2 避雷設備の管理については、第12条第1項第9号の規定を準用する。

【解説】

本条は、避雷設備について、落雷による火災事故を起こさないために必要な事項を規定したものである。

1 落雷は、静電気の放電現象の大きなものであって、その瞬間的大電流により、その通路となった可燃物を燃焼させるとともに、その通路の直近の導体に、瞬間的に静電誘導を起こし、相当な誘導雷を発生せしめるものである。

落雷時には、避雷針は瞬間的に数百キロボルト程度の電位上昇を生じ近距離の金属体には相当な静電誘導電圧を発生させるため、不完全な避雷設備ではかえって災害を起こす場合も予想されるので、建基法、危険物政令等により規定されているもの以外に避雷設備を設置する場合においても、その安全性を確保するために位置及び構造について規定するものである。なお、「消防長が指定する日本産業規格」については、建基法に基づく建設大臣告示と同じく『Z9290-3「雷保護-第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険』』としている。

2 第2項は、避雷設備の管理につき、第12条第1項第9号を準用する。特に避雷導線の切断の有無、ひさし等金属部との接触の有無を点検し、接地抵抗の測定試験をしなければならない。